



秦野市

企業版ふるさと納税のご案内

近年、注目が集まっている企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)。
秦野市では、企業様にも自治体にもメリットがあるこの制度を活用して、地方創生の実現に向けた取組みを進めています。
ぜひ、秦野市への応援をお願いします。

企業版ふるさと納税とは?

企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)とは、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。
損金算入による軽減効果(寄附額の約3割)と合わせて、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されます。

損金算入 約3割

税額控除 6割

企業負担 約1割

1,000万円の寄附で、最大約900万円の法人関係税が軽減!

税目ごとの特別措置

法人住民	税寄附額の4割を税額控除(法人住民税法人税割額の20%が上限)
法人税	法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除 ※ただし、寄附額の1割を限度(法人税額の5%が上限)
法人事業税	寄附額の2割を税額控除(法人事業税額の20%が上限)

- 寄附額の最大約9割の税軽減効果を活用しながら、地方創生を応援できます!
- SDGsへの貢献や、自治体とのパートナーシップなど、新たな事業展開が期待できます!



ご寄附は、市ホームページなどで広くPRさせていただきます!

留意事項

- 1回あたり10万円以上の寄附が対象となります
- 秦野市内に本社が所在する企業からの寄附は、本制度の対象外となります
- 寄附を行うことの代償として本市から経済的利益を受けることは禁止されています

問い合わせ先

秦野市
政策部総合政策課

〒257-8501 神奈川県秦野市桜町1-3-2
TEL 0463-82-5101(直通)
E-mail seisaku@city.hadano.kanagawa.jp

